

厚生年金保険法等の一部改正について (第14回 社会保障審議会 年金部会で示された概要について)

対象先	DB年金	厚生年金基金	DC	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ご参考に厚生年金基金以外のお客様にも送信しています。

ポイント

去る4月1日、標記部会が開催され、厚生年金基金制度の見直しに係る法律案の概要が示されましたので、内容をご案内します。

【ポイント】

➤厚生年金基金制度の見直し

- ・法律の施行日(以下「施行日」)以降の厚生年金基金の新設は認めない
- ・施行日から5年間は、連帯債務制度の廃止や付利率の固定化などの特例解散制度を見直して、代行割れ基金の解散を促す
- ・施行日から5年経過後以降は、一定の基準を満たす健全基金は厚生年金基金として存続を認める。一定の基準を満たさない基金には厚生労働大臣が解散命令を出す
- ・厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行のための支援措置を講ずる

➤国民年金第3号被保険者記録不整合期間問題への対応

[第14回社会保障審議会年金部会の配布資料はこちらをご参照ください](#)

詳細内容は次頁以降をご参照

➤厚生年金基金制度の見直し

[解説資料はこちらをご参照ください](#)

➤国民年金 第3号被保険者記録不整合への対応

1. 記録不整合問題

第3号被保険者の記録不整合問題(いわゆる主婦年金問題)とは…

サラリーマンの被扶養配偶者である専業主婦等が、サラリーマンである配偶者の離職等により、実態としては第1号被保険者となったにもかかわらず、必要な届出を行わず、記録上第3号被保険者となっている(=保険料が未納となっている)問題

2. 対応策の概要

- (1) 不整合記録に基づく年金額を正しい年金額に訂正。ただし、減額の上限は訂正前の10%
- (2) 不整合期間は、年金額には反映しないが受給資格期間(25年)に算入し、無年金になることを防止
- (3) 過去10年間の不整合期間に特例追納を可能とし、年金額を回復する機会を提供(3年間の時限措置)